

## 愛知県企業庁工事請負業者選定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、愛知県企業庁指名審査会（以下「審査会」という。）における一般競争入札又は指名競争入札及び随意契約の見積者の選定等に関する取扱いを定めるものとする。

(発注基準)

第2条 次条の示す発注工事の種類うち発注基準を定める工事及びその発注基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般土木工事、水道施設工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び造園植栽工事  
別表第1-1

(2) 管製作接合工事  
別表第1-2

2 前項の工事以外の工事は、発注基準を設けないものとする。ただし、これらの工事の業者の選定基準は、第4条第4項に定めるとおりとする。

(発注工事の種類に対応する許可業種)

第3条 発注工事の種類に対応する許可業種は、次のとおりとする。

	発注工事の種類	左の工事種類に対応する許可業種
1	一般土木工事	土木工事業
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事(しゅんせつ船を必要とする工事)	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	管製作接合工事	水道施設工事業、鋼構造物工事業
7	法面処理、ボーリンググラウト、くい打、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工事業
8	道路標識等設置工事	
9	土木工作物塗装工事	塗装工事業
10	下水処理設備工事	水道施設工事業
11	水道施設工事	水道施設工事業、土木工事業
12	機械設備工事	機械器具設置工事業
13	一般建築工事	建築工事業
14	汚水処理施設工事	清掃施設工事業、管工事業
15	さく井工事	さく井工事業
16	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
17	電気設備工事	電気工事業
18	電気通信設備工事	電気通信工事業
19	工作物解体工事	解体工事業

2 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事で、当該発注工事の内容が技術、その他の理由により土木工事業業者又は建築工事業業者への発注が適当と認められる場合は、前項にかかわらずその工事を一般土木工事又は一般建築工事とすることができる。

(選定基準)

第4条 業者（設計・測量・建設コンサルタント等業者を除く。）を指名しようとするときは、前条の発注工事の種類に対応する許可業者でなければならない。

2 第2条に規定する各工事の業者については、別表第1-1及び1-2の各工事の等級に対応する業者の中から選定するものとする。

ただし、必要ある場合は1等級上位又は、下位の等級の業者から選定することができる。

3 発注工事の種類が水道施設工事であって業者の許可業種が2以上の場合は、高位等級に格付された許可業種によるものとする。

4 第2項に規定する各工事の業者以外の業者については、成績評価点数と経営事項評価点数の合計からなる総合点数を勘案して選定するものとする。

5 設計・測量・建設コンサルタント等業者については、別表第2によって得られた数値を勘案して選定するものとする。

6 企業庁が発注した建設工事に関して、愛知県企業庁工事成績評定要領に定める工事成績の過去2カ年度の平均値が60点未満となる業種がある場合、その業種に係る入札において、別表第3に定める期間が経過するまで指名しないものとする。

7 前各項に定めるもののほか、次の事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 工事施工能力・業務委託能力
- (2) 経営規模
- (3) 履行中の契約件数及び契約高
- (4) 契約の履行実績（工事・業務成績及び技術力）
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 倒産等の関係する情報

（選定基準の特例）

第5条 次の場合は、等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- (2) 当該工事が特定の機械又は技術を必要とするとき。
- (3) その他特に必要と認めるとき。

（委託設計にかかる工事についての業者選定）

第6条 委託設計にかかる工事についての業者の選定にあたっては、当該工事の設計受託者及び当該設計受託者と資本関係又は人事関係において関連があると認められる業者は原則として選定しないものとする。

（選定の推せん及び内申）

第7条 業者の指名選定は、別に定める様式（入札者等選定調書）により課長及び出先機関の長の推せん及び内申に基づいて行うものとする。

（随意契約者の選定）

第8条 随意契約者の選定は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適正な業者を選定するものとする。

(指名停止)

第9条 不誠実な行為をした業者があるときは、指名を一定期間停止するものとし、その期間は、審査会で決定するものとする。

2 前項の場合において、不誠実な行為等を知ったときは、審査会で審議されるまでの間、当該業者の選定については、慎重を期するものとする。

3 第1項の指名停止に関し必要な事項は別に定める。

(所長委任工事への適用)

第10条 所長委任工事についての業者の選定は、この要領により行うものとする。

(雑 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、審査会で決定するものとする。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

別表第1-1

(1) 一般土木工事

等級	発注基準
A	10,000万円以上
B	4,000万円以上 20,000万円未満
C	1,000万円以上 4,000万円未満
D	1,000万円未満

(注) 10,000万円以上20,000万円未満の工事については、原則としてA等級及びB等級を対象とするが、必要ある場合はA等級のみ、又はB等級のみを対象とすることができるものとする。

(2) 水道施設工事、鋼構造物工事

等級	発注基準
A	10,000万円以上
B	4,000万円以上 15,000万円未満
C	1,000万円以上 4,000万円未満
D	1,000万円未満

(注) 10,000万円以上15,000万円未満の工事については、原則としてA等級及びB等級を対象とするが、必要ある場合はA等級のみ、又はB等級のみを対象とすることができるものとする。

(3) 舗装工事

等級	発注基準
A	5,000万円以上
B	1,500万円以上 5,000万円未満
C	600万円以上 1,500万円未満
D	600万円未満

(4) しゅんせつ工事

等級	発注基準
A	20,000万円以上
B	8,000万円以上 20,000万円未満
C	2,000万円以上 8,000万円未満
D	2,000万円未満

(5) 造園植栽工事

等級	発注基準
A	3,000万円以上
B	1,500万円以上 3,000万円未満
C	500万円以上 1,500万円未満
D	500万円未満

別表第1-2

管製作接合工事（水道本管に係る鋼管の新設及び移設・更新工事）

等級	発注基準
A	口径700mm以上の工事
B	口径600mm以下の工事

(注) 本工事に必要な入札参加資格者の登録は、鋼構造物工事業及び水道施設工事業の両方とし、どちらかの格付けの等級が上表の等級に該当する者を入札参加の対象とする。

別表第2

設計・測量・建設コンサルタント等業務請負業者の総合点数算定方法

総合点数 = 3×A+B+5×C+D (満点300点)

A = 年間平均実績高の点数 (10～30点)

B = 自己資本額の点数 (10～30点)

C = 有資格者数の点数 (10～30点)

D = 営業年数の点数 (10～30点)

表A 年間平均実績高の点数表

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

希望する業種に係る直前2か年の年間平均実績高に応じ、表Aの点数表に掲げる点数

表B 自己資本額の点数表

自己資本額の数値	点数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

下記の式で得た自己資本額数値に応じ、表Bの点数表に掲げる点数

自己資本額数値  
= 自己資本額 / 全体の年間平均実績高  
×100

表C 有資格者数の点数表

合計数値	点数
110 ～	30
65 ～ 109	25
40 ～ 64	20
15 ～ 39	15
～ 14	10

希望する業種に係る別記の審査対象となる資格に掲げる資格者の数に、X又はY欄に該当する倍数を乗じて得た数値を合計した数値(合計数値)に応じ、表Cの点数表に掲げる点数

表D 営業年数の点数表

営業年数	点数
35年以上 ～	30
25年以上 ～ 35年未満	25
15年以上 ～ 25年未満	20
5年以上 ～ 15年未満	15
5年未満	10

営業年数に応じ、表Dの点数表に掲げる点数

別表第3

過去2ヵ年度の工事成績点の平均値	指名しない期間
60点未満 57点以上	1ヵ月
57点未満 54点以上	2ヵ月
54点未満 51点以上	3ヵ月
51点未満 48点以上	4ヵ月
48点未満 45点以上	5ヵ月
45点未満	6ヵ月

- (注) 1 平均値は小数点以下第1位を四捨五入して算出する。
- 2 過去2ヵ年度に企業庁発注工事の実績がない場合は、この措置の対象外とする。また、過去2ヵ年度の内どちらかの年度に企業庁発注工事の実績がない場合は、単年度で判断し、この非指名措置は1回限りとする。なお、特定建設工事共同企業体の実績は、構成員の業者（出資比率20%以上）それぞれの実績とし、業者の実績には、特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上）としての実績を含む。
- 3 指名しないこととする業者、業種及び期間は愛知県企業庁入札・指名審査会において毎年6月末までに決定する。
- 4 総務課は3の決定後速やかに該当の業者に対して決定内容を通知するものとする。